

船舶事故調査報告書

平成24年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年12月5日（月） 09時20分ごろ
発生場所	山口県萩市萩港北西方沖 萩市所在の虎ヶ崎灯台から真方位278°5,150m付近 （概位 北緯34°28.0′ 東経131°20.5′）
事故調査の経過	平成24年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 恵比須丸、5.2トン YG2-7942（漁船登録番号）、個人所有 11.96m（Lr）×2.90m×0.89m、FRP ディーゼル機関、404.53kW、平成9年11月10日 B プレジャーモーターボート 翔陽丸、5トン未満 291-32403山口、個人所有 6.66m（Lr）×2.08m×0.86m、FRP ディーゼル機関、54.43kW、平成4年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月3日 免許証交付日 平成20年8月27日 （平成26年8月19日まで有効） B 船長B 男性 78歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 平成18年7月19日 （平成24年4月30日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（同乗者）
損傷	A なし B 左舷船尾に亀裂及び破損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、萩港北西方沖を萩市相島漁港に向け、船長Aが、椅子に腰を掛け、約14ノットの速力で手動操舵

	<p>により北西進していた。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近において、休日には釣り船が多数出ていることを知っていたが、平日であり、波も高いので、釣り船などの小型船はいないものと思っていた。</p> <p>船長Aは、船首の浮上により船首方に死角があるので、レーダー画面に他船らしき映像を認めたとき、船首を左右に振って船首方を目視することとしていたが、他船の映像を認めずに航行していたところ、平成23年12月5日09時20分ごろ、A船の船首とB船の船尾とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、萩港北西方沖において錨泊中、船長Bが、同乗者と共に釣りを行っていたところ、船尾方約2,000mにB船に向かって接近してくるA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近において、これまでもB船に向かって接近してくる船が多数あったが、約100mに接近するまでには針路を変えてB船を避けていたので、A船もいずれ針路を変えてB船を避けるものと思っていたところ、A船がB船に向いたまま約30mに接近したので衝突の危険を感じ、大声で叫んで手を振ったが、A船がそのまま接近し、B船とA船とが衝突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃により同乗者1人が、落水してB船の船体縁部につかまっていたところ、船長Aが、B船に移乗して落水者をB船に引き上げた。</p> <p>A船は、自力で航行し、B船を萩港港口までえい航したのち、萩港に入港した。</p> <p>B船は、自力で航行できたが、A船に萩港港口までえい航されたのち、自航して萩港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船のレーダー画面には、波の映像が多数映っていた。</p> <p>船長B及び同乗者3人は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、萩港北西方沖を北西進中、船長Aが、レーダー画面に他船らしき映像を認めたとき、船首を左右に振って船首方を目視し、船首方の死角を補うこととしていたものの、他船の映像を認めなかったことから、船首方の死角を補うことをせずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダー画面に波の映像が多数映っていたことから、他</p>

	<p>船の映像を探知できなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、萩港北西方沖において錨泊中、船長Bが、A船がB船に接近していることに気付いたが、航行中のA船がいずれB船を避けるものと思っていたところ、A船がB船に約30mまで接近したので衝突の危険を感じ、叫ぶとともに手を振って注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、萩港北西方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、レーダー画面に他船の映像を認めなかったため、船首を左右に振って目視により船首方の死角を補うことをせずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波のあるときは、レーダー画面に波の映像が映り、小型船の映像を認めにくくなるので、レーダーに頼らず、目視による見張りも行うこと。 ・錨泊中は航行中の他船が必ず避けるものと思い込まず、注意喚起を早期に行うこと。